

## 星美学園短期大学研究不正防止に関する基本方針

### 1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費等の運営・管理を適正に行い、研究活動を始めとする研究不正(※1)を防止するために、最高管理責任者、コンプライアンス推進責任者を以下の通りに決めました。

・**最高管理責任者**を学長とし、研究不正防止に関する基本方針を定め、機関全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負います。

最高管理責任者が自ら部局に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を行い、構成員の意識の向上と浸透を図ります。

・**コンプライアンス推進責任者**を学科長とし、不正防止計画の実施状況を最高管理責任者へ報告します。また、公的研究費等の執行状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指示し、統括管理責任者へ報告します。年に一度、公的研究費等に関わる全組織員に対し、コンプライアンス研修を実施し、受講状況を管理監督します。

(※1) 研究不正とは次の行為をいいます。

・故意若しくは重大な過失による公的研究費等の他の用途への使用又は公的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

・研究者倫理に背馳し、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為。

具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が、不正行為に該当する。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

#### (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施

コンプライアンス推進責任者はコンプライアンス教育や啓発活動を積極的に実施し、関係者の意識向上とコンプライアンスの浸透を図るものとします。

コンプライアンス教育実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施します。

#### (2) ルールの明確化・統一化

公的研究費に係る事務処理手続に関するルールについて、公的研究費に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを定めます。

#### (3) 通報窓口等の設置

告発等（研究不正の疑いの指摘，本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置します。

- ・研究不正に関する通報窓口 星美学園短期大学 運営協議会
- ・公的研究費等の使用に関する相談窓口 星美学園短期大学 学術支援課
- ・公的研究費等の使用に関する通報窓口 法人事務局 経理課

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

研究不正を発生させる要因を把握して不正防止計画を策定し，実施します。実施状況につきましては，コンプライアンス推進責任者の実施するモニタリングや，内部監査等の報告を受け，定期的に見直しを図り，コンプライアンス研修等を通じ，全組織員に周知徹底します。

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費等に係る事務処理手続に関するルールについて各職務に応じた権限等を明確にし，かつ統一的な運用を図り，公的研究費等の適正な運営・管理活動を推進します。

また，ルールの全体像を体系化し，公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知します。

### 5. 情報の伝達を確保する体制の確立

相談窓口に寄せられた相談の内容や，他研究機関で発生した研究不正事例等について，コンプライアンス研修等を通じ，全組織員に周知徹底を繰り返すことで，不正防止に向けた本学内の体制を確かなものにしていきます。

### 6. モニタリング

公的研究費等の適正な管理のため，機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し，最高管理責任者直属機関による内部監査を実施します。内部監査の結果は最高管理責任者へ報告され，翌年度以降の不正防止に向けた取り組みに反映されるとともに，監事にも情報共有します。

### 7. 改 廃

この基本方針の改廃は最高管理責任者である学長が，教授会の議を経て決定します。